

貨物の輸出

役務取引

外国為替及び外国貿易法

6条 定義  
1 十五「貨物」とは

**48条 輸出の許可・承認**  
1 特定の地域向／特定の貨物の許可  
2 特定の地域向以外／特定の貨物の許可  
3 特定の地域向／特定の貨物の承認

**53条 制裁**  
1 48条1項の無許可輸出：  
3年以内、貨物の輸出又は技術の提供を禁止  
2 上記以外の輸出違反：  
1年以内、輸出又は輸入を禁止 ※10条1項関連は3年以内禁止  
3 1項と2項の個人違反者に対し、同業種法人の役員等になることを禁止  
4 1項と2項の違反者の役員や使用人等に対し、同業種法人を新設することを禁止

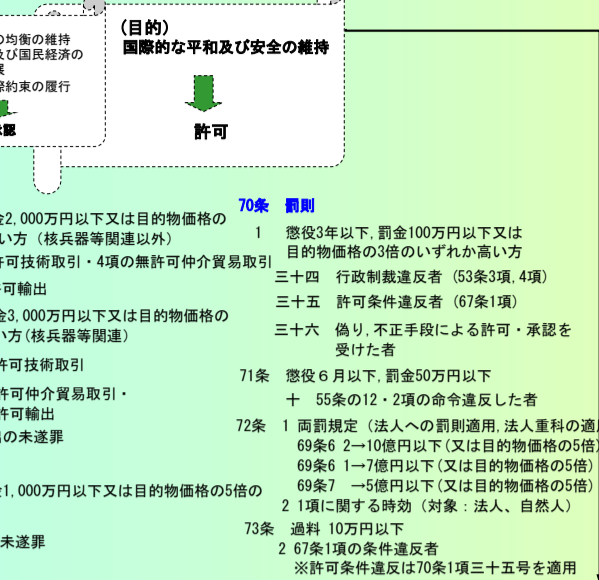
5条 適用範囲  
10条 閣議決定  
1 閣議決定（25条6項、48条3項等）  
2 前項に対する国会の承認

55条の8 主務大臣の報告を求める権利

**69条の6 罰則**  
1 懲役7年以下、罰金2,000万円以下又は目的物価格の5倍のいずれか高い方（核兵器等関連以外）  
— 25条1項の無許可技術取引・4項の無許可仲介貿易取引  
— 48条1項の無許可輸出  
2 懲役10年以下、罰金3,000万円以下又は目的物価格の5倍のいずれか高い方（核兵器等関連）  
— 25条1項の無許可技術取引  
— 25条4項の無許可仲介貿易取引・48条1項の無許可輸出  
3 貨物の無許可輸出の未遂罪

**69条の7 罰則**  
1 懲役5年以下、罰金1,000万円以下又は目的物価格の5倍のいずれか高い方  
2 25条3項一号イの未遂罪

**70条 罰則**  
1 懲役3年以下、罰金100万円以下又は目的物価格の3倍のいずれか高い方  
三十四 行政制裁違反者（53条3項、4項）  
三十五 許可条件違反者（67条1項）  
三十六 偽り、不正手段による許可・承認を受けた者  
71条 懲役6月以下、罰金50万円以下  
+ 55条の12・2項の命令違反した者  
72条 1 両罰規定（法人への罰則適用、法人重科の適用）  
69条6 2—10億円以下（又は目的物価格の5倍）  
69条6 1—7億円以下（又は目的物価格の5倍）  
69条7 1—5億円以下（又は目的物価格の5倍）  
2 1項に関する時効（対象：法人、自然人）  
73条 過料 10万円以下  
2 67条1項の条件違反者  
※許可条件違反は70条1項三十五号を適用



6条 定義  
1 五「居住者」とは  
六「非居住者」とは

**25条 役務取引等の許可**  
1 特定技術を特定国で提供する取引、特定国の非居住者に提供する取引  
3 25条1項の補充規則（特定記録媒体等の輸出など）  
4 仲介貿易取引（貨物の売買、貸借、贈与）

**25条の2 制裁**  
1 25条1項の無許可取引：  
3年以内、貨物の輸出又は技術の提供を禁止  
2 25条3項の無許可取引・行為：  
1年以内、貨物の輸出又は技術の提供を禁止  
3 25条4項の無許可の仲介貿易取引：  
3年以内、仲介貿易取引、輸出の禁止

**1条 輸出の許可**  
1 法48条1項の貨物：別表第1中欄に掲げる貨物の輸出、仕向地：下欄の地域  
2 許可申請の義務

**2条 輸出の承認**  
1 一 別表第2に掲げる貨物の輸出、仕向地：下欄の地域  
— 二 別表第2の2に掲げる貨物の輸出、仕向地：北朝鮮

**4条 特例**  
1 法48条1項の適用除外（別表第1の1の項中欄の貨物を除く）  
— 仮陸揚げ貨物  
— 次のイ〜ヘに該当する貨物  
イ 外国貿易船、航空機の自己用船用品、航空機用品  
ロ 修理を要する航空機の安全機器等の無償輸出  
ハ 国際機関が条約その他の国際約束により輸出する貨物  
ニ 本邦の大使館等に送付する公用の貨物  
ホ 無償で再輸出する貨物（輸入先へ）  
ヘ 無償で再輸入する貨物（輸出先へ）

**三 キャッチオール規制**（対象：別表第1の16の項に掲げる貨物、仕向地：別表第3地域以外）  
イ 大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件（用途要件+需要者要件）  
ロ 大量破壊兵器キャッチオール規制のINFORM要件  
ハ 通常兵器キャッチオール規制の用途要件（別表第3の2地域のみ対象）  
ニ 通常兵器キャッチオール規制のINFORM要件

**四 少額貨物** 別表第1 5〜13、15の項中欄の貨物  
キャッチオール規制の要件に該当しない場合（別表第4地域不可）  
総額5万円以下：別表第3の3貨物  
総額100万円以下：上記以外

**5条 税関の確認**  
**7条 輸出の事後審査**  
**8条 許可及び承認の有効期間**  
1 6箇月  
2 1と異なる有効期間の設定、延長可  
**10条 使用人**  
**11条 報告**  
**12条 税関長への権限の委任**  
**14条 核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい貨物**  
別表第1 リスト規制+キャッチオール規制対象品目  
別表第2 承認が必要な貨物  
別表第3 ホフイ国  
別表第3の3 告示貨物+15の項  
別表第3の2 国運武器禁輸国・地域  
別表第4 懸念国

**貨物等省令(リスト規制+キャッチオール対象品目)**

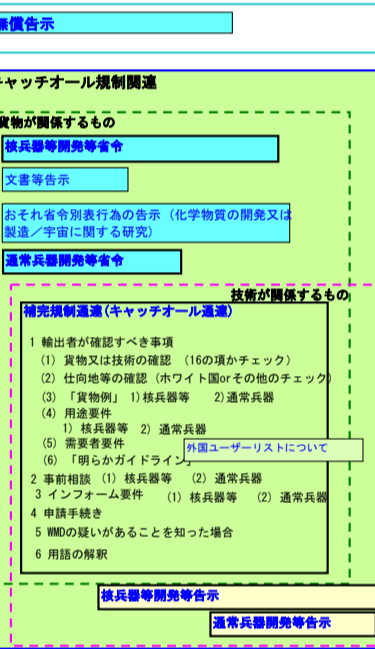
品目	政令		省令	
	輸出省令1	外為省令	貨物	技術
武器	1	1	-	-
核兵器・原子力	2	2	1	15
核兵器	3	3	2	15の2
生物兵器	3の2	3の2	2の2	15の3
ミサイル	4	4	3	16
先端材料	5	5	4	17
材料加工	6	6	5	18
エレクトロニクス	7	7	6	19
コンピュータ	8	8	7	20
通信・衛星	9	9	8	21
センサー・レーザ	10	10	9	22
航法	11	11	10	23
海洋	12	12	11	24
推進装置	13	13	12	25
その他(要薬品)	14	14	13	26
医薬品	15	15	14	27
キャッチオール規制品目	16	16	-	28

**17条 役務取引の許可等**  
1 法25条1項の技術：別表第1中欄に掲げる技術提供、提供地：下欄の地域  
2 特定記録媒体等の輸出など  
3 仲介貿易取引（貨物の売買、貸与、贈与）  
— 輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物  
— 輸出貿易管理令別表第1の2の項〜16の項中欄に掲げる貨物（船積地・仕向地：別表第3地域以外）  
イ 大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件  
ロ 大量破壊兵器キャッチオール規制のINFORM要件

**4 法25条1項、4項の許可申請義務**  
**5 特例：経済大臣が指定する許可を要しない取引**  
**18条の2 税関長の確認等**  
1 17条2項の許可の可否に関する税関長の確認  
2 税関長の1項の結果通知 → 経済産業大臣  
3 法25条の2 1項〜3項の処分の通知：経済産業大臣 → 税関長  
**18条の8 報告**  
27条 核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい技術等  
1 法69条の6 2項一号で定めるロケットまたは無人航空機  
2 法69条の6 2項一号の技術 別表 リスト規制+キャッチオール対象品目

**1条 許可及び承認申請**  
1 一 輸出許可申請書の提出（⇒「別表第1様式」）  
二 輸出承認申請書の提出（⇒「別表第1の2様式」）  
三 輸出許可・承認申請書の提出（⇒「別表第1の3様式」）  
5 輸出許可証・輸出承認証の交付

1条の2 電子情報処理組織使用による許可の手続き等  
1条の3 申請者の届出  
2条 税関長委任貨物の承認申請  
2条の2 特別の許可及び承認の申請手続



**1条 許可申請の手続**  
1 三 役務取引許可申請書（別紙様式第3）  
三の二 特定記録媒体等輸出等許可申請書（別紙様式第3の2）  
四 仲介貿易取引許可申請書（別紙様式第4）  
2 許可申請書の添付書類  
3 許可証の交付

1条の2 電子情報処理組織を使用した許可の手続き等  
1条の3 申請者の届出

**2条 有効期間の延長の手続等**  
1 有効期間：許可日後6箇月  
2 1と異なる有効期間又は延長可  
3 期間延長又は内容変更申請（別紙様式5）  
4 前項の添付書類  
5 延長許可証・変更許可証の交付  
6 次条フレキシブルディスクによる手続に基づく許可証の交付

2条の2 電子情報処理組織を使用した有効期間の延長の手続き等  
3条 フレキシブルディスクによる手続

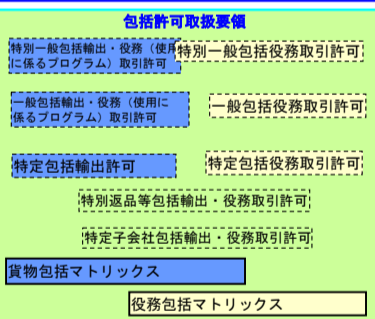
**7条 特別の許可の申請手続**  
**9条 許可を要しない役務取引等**  
1 令17条2項の経済産業大臣が指定する行為  
— 一次項各号の取引の行為  
— 25条1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る取引の行為  
2 令17条5項の経済産業大臣が指定する取引

0 輸出貿易管理の対象  
0-1 輸出の貨物の範囲  
0-2 輸出の時点

**1 輸出の許可**  
1-0 根拠  
1-1 輸出の許可  
(1) 輸出許可事務の取扱い：別表第1の事務取扱区分により、安全保障貿易審査課若しくは局の商品輸出担当課又は税関長  
(2) 輸出許可申請  
(イ) 申請者  
(ロ) 輸出許可申請書(2通)  
(ハ) 添付書類  
(a) 申請理由書(1通) (注) 輸出許可・役務(プログラム) 取引許可申請内容明細書  
(b) 契約書(1通) (政府の許可後、契約効力の条件成立)  
(c) その他提出書類 (カタログ及び仕様書等)  
(d) 添付書類の写しに関する原本証明書  
(ニ) 輸出許可申請書の記入要領に関して  
(ホ) 経済産業大臣が求める(ロ)(ハ) 以外の書類の提出義務  
(3) 輸出許可証の訂正、変更、分割、再交付  
(4) 輸出許可の適用除外  
(5) 総額の取扱い  
(6) 総額への換算  
(7) (イ) 輸出令別表第1の解釈  
— 除外 他の貨物の部分となっているもので、当該他の貨物の主要な要素となっていない又は分離しがたいと判断されるもの  
(ハ) 成分表等の発行者  
(ニ) 輸出許可  
(a) 輸出許可基準 (b) 許可の条件 (c) 別表第1の3の項(1)基準  
(d) 別表第1の3の項(1)一部貨物の申請期限 (e) 包括許可の輸出許可基準  
(8) 輸出令別表該当非該当の判定 (税関向け)

**2 輸出の承認**  
2-1 輸出の承認  
(1) 輸出承認事務の取扱い：別表第2の事務取扱区分により、本省若しくは局の商品輸出担当課又は税関長  
(2) 輸出承認申請  
輸出承認申請書(2通)  
(輸出許可と併せて申請する場合には、輸出規則第1条第1項第三号に規定している輸出許可・承認申請書(2通)) 申請理由書(1通) 認可書の写し(1通)  
(3) 輸出承認証の訂正、変更、分割、再交付  
(5) 輸出承認の適用除外

**4 特例**  
**5 税関の確認等**：輸出申告時に輸出許可証、輸出承認証、その他の書類の提出又は提示  
**7 輸出の事後審査**  
**8 許可及び承認の有効期間**  
**11 報告**  
**12 権限の委任**



**提出書類関連**  
輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について

I 許可申請前の確認事項 (1.〜19. 用途や需要者等について)  
II 許可申請に係る添付書類等について  
1. 提出書類  
(1) 貨物の輸出の添付書類(表1と3 貨物、仕向地及び提出書類)  
(2) 技術の輸出の添付書類(表2と3 技術、提供先国及び提出書類)  
(3) 外為令17条2項の添付書類 (2)に準じる  
(4) 同一契約で輸出・役務取引・特定記録媒体等の許可申請が必要な場合の添付書類  
(5) その他の添付書類  
2. 注意事項  
①最終用途契約書について(別記1(カ)) 別記2 契約書記載要領(別表)  
②契約書の注意事項 (輸出者向け) 別記3 需要者が理解したことの記録  
③許可条件について 別記4 許可条件に関する事項  
(4) 需要者未定で許可しない場合について  
III 許可後の手続き 別記5 事前同意手続きの記載要領  
1. 再輸出等の事前同意手続き  
2. WMD関連設計・製造技術の事前同意手続き  
IV 用語の解釈  
V 申請書等の郵送

**輸出者等遵守基準関連**  
大臣通達(平成26年6月24日 不拡散型輸管理に対応した輸管理規程の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて)

**輸出者等遵守基準を定める省令**  
**特定重要貨物等を定める省令**  
輸管理内部規程の届出等について(外為法等遵守事項)

大臣通達(平成18年3月3日)「我が国輸管理の強化策について」、「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」、「大学等における輸出管理の強化について」

**防衛装備品の海外等転について**  
防衛装備品転送三原則  
防衛装備品移転三原則の運用指針

**武器及びその部分品等の輸出について(平成26年4月1日廃止)**  
武器輸出三原則

**四 法25条1項の許可を受けた技術提供** (提供者 → 利用者)  
**五 外国間等技術取引**：外国為替令別表の1の項の技術  
**六 外国間等技術取引**：外国為替令別表の2〜16の項の技術

**七 キャッチオール規制**  
(対象：別表の16の項に掲げる技術、提供地：輸出令別表第3以外)  
イ 大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件 (用途要件+需要者要件)  
ロ 大量破壊兵器キャッチオール規制のINFORM要件  
ハ 通常兵器キャッチオール規制の用途要件 (輸出令別表第3の2地域のみに対象)  
ニ 通常兵器キャッチオール規制のINFORM要件  
八 削除  
九 公知の技術  
十 基礎科学分野の研究活動  
十一 工業所有権の出願又は登録  
十二 貨物の輸出に付随する必要最小限の使用の技術  
十三 プログラムの提供に付随する必要最小限の使用の技術  
十四 イ 市販プログラム  
ハ 貨物と同時に提供される貨物専用の使用プログラム  
ニ バグ修正等のプログラム  
ホ 貨物の輸出に付随する据付等の必要最小限のプログラム  
ヘ 提供したプログラムに付随するインストール等の必要最小限のプログラム  
十六 国際標準の策定のための国際会議で暗号メカニズム等の提供

**10条 報告の徴収** 3 報告書の提出

**1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象**  
(1) 許可を受けなければならない取引の範囲  
(2) 許可を受けなければならない特定記録媒体等輸出等の範囲  
(3) 用語の解釈  
(4) 許可を必要とする時点

**2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可**  
(1) 根拠法令及び事務の取扱い  
(2) 許可の申請  
(3) 期間延長又は内容変更の申請  
(4) 輸出許可申請と同時に申請  
(5) 役務取引の許可  
(a) 役務取引許可の基準  
(b) 必要な条件  
(c) 輸出令別表第1の3の項(1)の役務の許可基準  
(d) 包括役務取引許可の許可基準  
(6) 内蔵プログラムの除外

**3 税関長の確認等**：令18条の2関連  
1 確認の時期等  
2 確認の書類  
3 確認の内容

外国為替令

貿易外省令(貿易関係貿易外取引等に関する省令)

役務通達